

# 住宅宿泊事業法 法令事項報告様式

住宅宿泊事業法第14条の規定により、住宅宿泊事業者は偶数月の15日までに、前2か月の定められた事項について、報告する必要があります。下の表の太枠部分を記入し、下記の方法により、期限までに当報告様式を提出してください。

事業者名				
届出住宅の住所	千代田区			
届出番号	第 M13000	号		
報告対象期間	年	月～	月分	
宿泊日数	日	※正午から翌日の正午までの期間を1日とする		
宿泊者数	人	※実際に届出住宅に宿泊した宿泊者の総数		
延べ人数	人	※実際に届出住宅に宿泊した宿泊者について、1日宿泊するごとに1人と算定した数値の合計（例 宿泊者1人が3日宿泊した場合：3人）		
国籍 ※「宿泊者数」の国籍別の内訳	日本	人	韓国	人
	台湾	人	香港	人
	中国	人	タイ	人
	シンガポール	人	マレーシア	人
	インドネシア	人	フィリピン	人
	ベトナム	人	インド	人
	英国	人	ドイツ	人
	フランス	人	イタリア	人
	スペイン	人	ロシア	人
	米国	人	カナダ	人
	オーストラリア	人	その他	人
宿泊日 ※宿泊させた日にちを記入してください。 (例) 4/5、4/5、4/10				
注意事項	・偶数月の15日までに、前2か月分の報告が必要です。（例：6月1日～7月31日の報告を8月15日までに行う。） ・宿泊実績が無い場合も、「宿泊日数：0日、宿泊者数：0人」という内容の報告が必要です。 ・過去の報告で訂正がある場合や、その他定期報告についてご不明点がございましたら、環境衛生係（民泊指導担当）までお問い合わせください。			

提出方法は、千代田区条例報告事項を報告する千代田区条例規則様式と併せて、民泊システムにその他様式としてアップロードするか、環境衛生係（民泊指導担当）あてメールまたは持参して提出してください。